

法人口座開設の流れ

FINX JCrypto株式会社

関東財務局 第00012号（暗号資産交換業）

<加入協会>

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

《口座開設申込を行う前にご用意ください》

【法人の確認書類】

- ・法人の印鑑証明書（発行日から6ヶ月以内のもの）
- ・出金銀行（金融機関）情報
キャッシュカードや通帳の写真またはWEB銀行口座ログイン後で銀行名・支店名・種別・口座番号・口座名義カナが分かる画面のスクリーンショット
※出金時の異名義を事前に防ぐためご提出願います。
- ・委任状（代表者と取引担当者が異なる場合）
委任状は、当社指定のフォーマットをご利用ください。
下記から委任状をダウンロードできます。
[委任状ダウンロード](#)
※委任状は、必要項目をご記入の上、押印は印鑑証明書にご登録のご印鑑でお願いいたします。

『法人の確認書類に関するご注意』

- ・書類は、必ず原本を撮影された写真または原本のスキャンファイルをアップロードください（コピー不可）
- ・書類全体が写っているか、不鮮明でないかご確認の上ご提出をお願いします（スキャンファイルも同様です）

【取引担当者様の本人確認書類】

- 氏名・生年月日・現住所が記載されている以下の本人確認書類から1点
- ・運転免許証 ※裏面も提出必要
 - ・運転経歴証明書 ※2012年4月1日以降の発行に限る
 - ・個人番号カード ※表面のみ提出、通知カードは不可
 - ・旅券（パスポート） ※2020年2月3日以前に発行されたものに限る
 - ・在留カード ※裏面も提出必要
 - ・特別永住者証明書 ※裏面も提出必要
 - ・印鑑証明書 ※発行から6ヶ月以内のもの

『取引担当者様の本人確認書類に関するご注意』

- ・書類は、必ず原本を撮影された写真をアップロードください（コピー・スキャン不可）
- ・書類を撮影される際、書類の全体が写っているか、不鮮明でないかご確認の上ご提出をお願いします

法人情報は、当社にて登記情報提供サービスを利用して確認いたしますので、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）のご提示は不要です。

口座開設審査を進めるにあたり、当社が必要と判断した場合には、追加確認書類（実質的支配者を確認できる書類、直近の決算書または法人税申告書（確定申告書））等のご提出をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. Webサイトにアクセス URL : <https://www.coinestate.co.jp>

ホームページ中央部“**3ステップで簡単に口座開設**”または右上の“**口座開設**”ボタンをクリックします。

◀ ホームページ画面中央部 ▶



◀ ホームページ画面右上 ▶



対応ブラウザ

Chrome/Safari/Edge

対応OS

Android 8.0以上/iPhone(iOS) 12.0以上

2. メールアドレスの登録

※ご登録いただいたメールアドレスは変更できませんのでご注意ください。

- ① “法人のお客様” を選択します
- ② メールアドレスを入力ください
- ③ “新規口座開設を申込む” をクリックします

口座開設

※口座開設は日本居住者に限られております。

● 個人のお客様
① 法人のお客様

② メールアドレス*

メールアドレス

※PC環境でのお申込みを推奨しております。
 ※メールアドレスの変更は現時点では受付かねます。変更予定のないメールアドレスをご利用ください。

③ 新規口座開設を申込む

※現在、口座開設を多数いただいており、口座開設完了までにお時間が掛かりますのでご了承ください。



確認メールを送信しました

口座開設をお申し込みいただきありがとうございます。

※※※※@※※※※※
 に確認メールを送信いたしました。

メールに記載されているリンク先をクリックし、口座開設手続きを完了して下さい。

※メールが届かない場合「迷惑メールフォルダ」に振り分けられている可能性があります。
 「迷惑メールフォルダ」をご確認下さい。

> ホーム

お客様のご登録メールアドレスが表示されます

3. パスワードの登録（初期パスワードから使用するパスワードへ変更）

- ① メールに記載のリンク（URL）をクリックし、パスワード変更画面に移行します
- ② お客様任意のパスワードを入力します
- ③ お客様任意のパスワードを再度入力します
- ④ “再設定” をクリックします→ログイン画面に移行します

※お客様任意のパスワードは、大文字、小文字、数字を使用し8文字以上128文字以内で入力してください。

【Coin Estate】口座開設をお申込みいただきありがとうございます。

この度は新規口座開設をお申込みいただき誠にありがとうございます。
下記のリンクをクリックしパスワードを設定の上、口座開設手続きを進めていただきますようお願いいたします。

① <https://coinestate.co.jp/xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx>

② 初期パスワード abc123x

今後ともCoin Estateをよろしくお願ひします。

当メールは自動送信です。送信専用となっておりますので、返信できません。
ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせフォームよりご連絡ください。
尚、お問い合わせへのご回答は平日（土日祝日および年末年始を除く）9:00～17:00までとなっておりますので、ご了承ください。
お問い合わせフォーム <https://coinestate.co.jp/inquiry/inquiry>

.....

FINX JCrypto株式会社
〒110-0016
東京都台東区台東一丁目24-9
暗号資産交換業 関東財務局長第00012号

.....



パスワード変更

① メールアドレス

② 初期パスワード

③ 新しいパスワード

④ 新しいパスワード（再入力）

⑤ 再設定

登録されたパスワードをお忘れにならない様お願い致します。
パスワードの照会には一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
パスワードをお忘れになった場合は、[こちら](#)より再度パスワード変更の申し込みをしてください。

お客様のご登録メールアドレスが表示されます

4. 再ログイン→同意事項の確認

- ① ご登録メールアドレスを入力します
- ② 設定いただいたお客様任意のパスワードを入力します
- ③ “ログイン”をクリックし、同意事項画面に移行します
- ④ 各同意事項（リンク先書面含む）のご確認をお願いします
- ⑤ 全ての事項にご同意いただける場合は、『 上記事項全て確認し同意します』にチェックを入れ、“同意して次に進む”をクリックします

→法人情報のご登録画面に移行します

ログイン

メールアドレス *

XXXXXXXXXX@XXXXX.XX.XX

パスワード *

.....

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

ログイン

口座をお持ちでない場合[無料口座開設](#)



同意事項

- ・ 暗号資産現物取引サービス基本約款と 個人情報保護方針の内容を確認・理解の上、利用することに同意します。
- ・ 暗号資産現物取引サービス説明書（契約締結前交付書面）の内容を確認・理解の上、利用することに同意します。
- ・ 私は、本取引に係る取引残高報告書、取引報告書、預託金受領書及びその他Coin Estateが定める書面を電磁的方法により交付されることに同意します。
- ・ 私は「 重要事項」を確認・理解の上、同意します。
- ・ 私は「 特定商取引法に基づく表示」、「 当社の苦情処理・紛争解決に係る業務運営体制等について」、「 ネット犯罪等の不正防止策についての注意喚起」を理解し、利用することに同意します。
- ・ 私は米国民（米国籍保有者）又は米国居住者ではなく、米国のへの納税義務はありません。
- ・ 私は「 反社会的勢力への対応に関する基本方針」を確認・理解の上、同意しました。
- ・ 私は当社所定の「 反社会的勢力の排除について」を確認・理解の上、各号の事項を確約します。
- ・ 私は「 FJポイントサービス利用規約」を確認・理解の上、同意しました。

④

上記事項全て確認し同意します

同意して次に進む

いいえ、同意しません

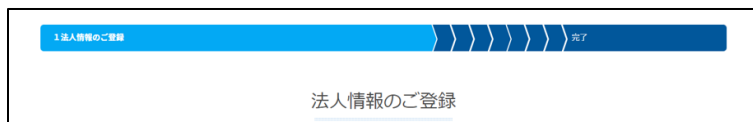
5. 法人情報のご登録等、各画面について

「法人情報のご登録」画面をはじめとして、「口座開設に必要な情報の入力」、「必要書類のご提出」、「二段階認証」、「ご登録内容の確認」など8画面で構成されています。各画面ごとの注意点につきましては、次ページ以降をご確認ください。



6. 法人情報のご登録についての注意点①

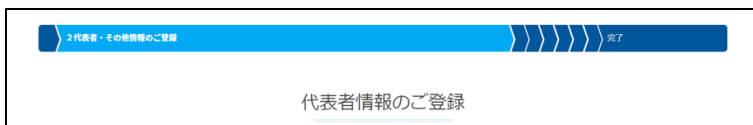
●Step1 「法人情報のご登録」画面について



当該画面は「法人格についての情報」をご登録する画面になります。

- ・ [委任状ダウンロード](#)について・・・代表者と取引担当者が異なる場合に必要となり、この後のStep6でアップロードする必要があります
- ・ 各項目名の後ろに「*」が付いているものは入力必須項目です
- ・ 法人名・・・印鑑証明書に記載されている（登記されている）社名と同じく、ご入力ください
- ・ 住 所・・・印鑑証明書に記載されている（登記されている）住所と同じく、ご入力ください
建物名がある場合、省略せずご入力ください
郵便番号によっては、「例：西新宿(次のビルを除く)」等と表示される場合がございます。必要に応じて表示内容をご修正ください

●Step2 「代表者情報のご登録/法人その他情報のご登録」画面について

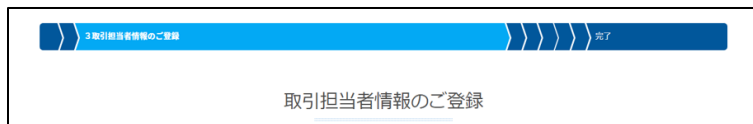


当該画面は「代表者についての情報」と「法人その他についての情報」をご登録する画面になります。

- ・ 各項目名の後ろに「*」が付いているものは入力必須項目です
- ・ 法人その他情報ご登録欄の各投資経験は、法人としての投資経験をご選択ください
- ・ 投資目的・・・複数選択可能です
「暗号資産による国外への送金決済のため」をご選択された場合は、送金先国名を入力する欄が表示されますのでご入力ください
「その他」をご選択された場合は、その他の内容を入力する欄が表示されますのでご入力ください

6. 法人情報のご登録についての注意点②

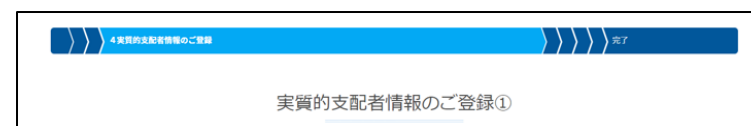
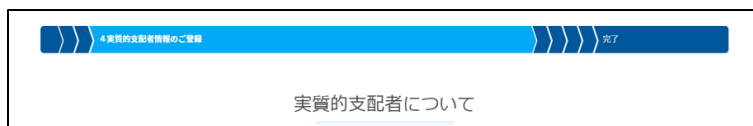
●Step3 「取引担当者情報のご登録」画面について



当該画面は「取引担当者についての情報」をご登録する画面になります。

- ・取引担当者が代表者と同一の場合、“ 代表者と同一確認（同一人の場合はチェック）”に✓することにより、一部入力を省略することができます
- ・各項目名の後ろに「*」が付いているものは入力必須項目です
- ・メールアドレスの変更を行うことはできません
- ・姓 名・・・本人確認書類に記載されている氏名と同じく、ご入力ください
- ・住 所・・・本人確認書類に記載されている住所と同じく、ご入力ください
建物名がある場合、省略せずご入力ください
郵便番号によっては、「例：西新宿(次のビルを除く)」等と表示される場合がございます。必要に応じて表示内容をご修正ください
- ・当該画面の各投資経験は、取引担当者の投資経験をご選択ください

●Step4 「実質的支配者について」画面について



実質的支配者は「実質的支配者について（実質的支配者の区分）」および「実質的支配者情報のご登録（該当する個人の情報）」を登録するため、2種類の画面構成になります。

「実質的支配者について（実質的支配者の区分）」の詳細につきましては、次ページをご参照ください。

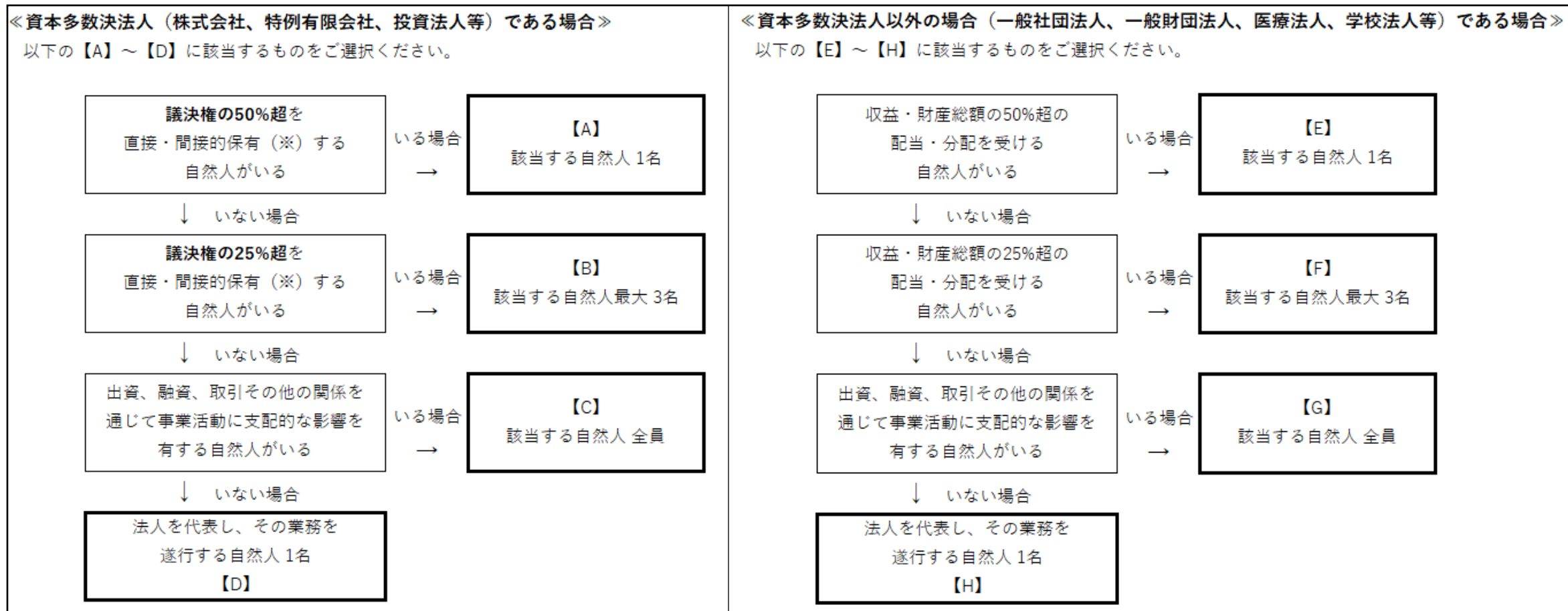
「実質的支配者情報（該当する個人の情報）」の詳細につきましては、12ページ目をご参照ください。

6. 法人情報のご登録についての注意点③

●Step4 「実質的支配者について」画面について ～続き～ 「実質的支配者について（実質的支配者の区分）」

実質的支配者とは、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいいます。

- ・お客さまが、資本多数決法人である場合（株式会社、特例有限会社、投資法人等）は以下【A】～【D】、
- 資本多数決法人以外の場合（一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人等）は以下【E】～【H】をご選択ください
- 実質的支配者が【A】～【H】いずれも該当しない場合は【I】をご選択ください



6. 法人情報のご登録についての注意点④

●Step4 「実質的支配者について」画面について ～続き～ 「実質的支配者について（実質的支配者の区分）」

(※) “間接的保有”とは、例えば、自然人『A』が、『甲』株式会社の株主である『乙』株式会社を介して間接的に『甲』株式会社の議決権を保有していることをいいます。

自然人『A』が、『乙』株式会社の50%超の議決権を有している場合、間接的保有に該当します。

《実質的支配者が【A】～【H】いずれも該当しない》

～自然人とみなされる者～（実質的支配者の区分は【1】に該当します）

以下に該当する場合は、実質的支配者の判断において個人と同様に自然人と見なされます。

- ・ 国
- ・ 地方公共団体
- ・ 法人格をもたない社団・財団
- ・ 独立行政法人
- ・ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- ・ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- ・ 上場会社等
- ・ 勤労者財産形成基金
- ・ 在続厚生年金基金
- ・ 国民年金基金
- ・ 国民年金基金連合会
- ・ 企業年金基金 等

実質的支配者について画面で【1】を選択すると、会社（企業）名を入力する枠が表示されますので、ご入力ください

「実質的支配者について（実質的支配者の区分）」を選択いただいた後、「実質的支配者情報（該当する個人の情報）」に移ります。

「実質的支配者情報（該当する個人の情報）」の詳細につきましては、次ページをご参照ください。

6. 法人情報のご登録についての注意点⑤

●Step4 「実質的支配者について」画面について ～続き～ 「**実質的支配者情報（該当する個人の情報）**」

当該画面は、10ページに記載の実質的支配者について【A】～【H】を選択された場合、図【A】～【H】に記載されている“該当する自然人”全員分をご登録する画面になります。

- ・実質的支配者が代表者と同一の場合、“ 代表者と同一確認（同一人の場合はチェック）”に✓することにより、一部入力を省略することができます
- ・各項目名の後ろに「*」が付いているものは入力必須項目です
- ・姓 名・・・本人確認書類のご提出は不要ですが、本人確認書類に記載されている氏名と同じく、ご入力ください
- ・住 所・・・本人確認書類のご提出は不要ですが、本人確認書類に記載されている住所と同じく、ご入力ください
郵便番号によっては、「例：西新宿(次のビルを除く)」等と表示される場合がございます。必要に応じて表示内容をご修正ください
- ・実質的支配者が複数名の場合は、確認画面後の“複数名の場合にはこちらを押下してください”をクリックし、ご入力ください

●Step5 「出金先銀行（金融機関）情報のご登録」画面について

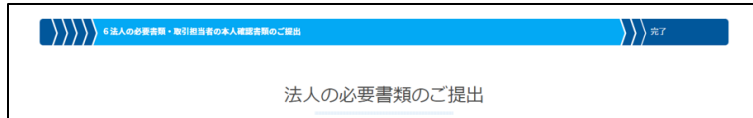


当該画面は「出金先銀行」をご登録する画面になります。

- ・各項目名の後ろに「*」が付いているものは入力必須項目です
- ・銀行名の右にある“検索”をクリックし、金融機関 → 支店の順で検索ください
- ・口座名義（カナ）・・・金融機関にご登録されている口座名義カナを全角でご入力ください

6. 法人情報のご登録についての注意点⑥

●Step6 「法人の必要書類のご提出」画面について



当該画面は「口座開設に必要な本人確認書類等」をご提出する画面になります。
各項目の“ファイルを選択”をクリックし、本人確認書類等の添付をお願いします。
添付したファイルを削除したい場合は、“初期化”をクリックしてください。

ご提出いただく本人確認書類等は以下のとおりとなります。

※各本人確認書類等に関する注意事項につきましては、2ページ目「[口座開設申込を行う前にご用意ください](#)」をご参照ください。

「法人の本人確認書類等」

- ・法人の印鑑証明書
- ・出金銀行（金融機関）情報
- ・委任状（代表者と取引担当者が異なる場合）

「取引担当者様の本人確認書類」

氏名、生年月日、現住所が記載されている以下の本人確認書類から1点

- ・運転免許証
- ・個人番号カード
- ・在留カード
- ・旅券（パスポート）
- ・特別永住者証明書

7. 口座開設完了通知【取引時確認コード】のお受け取り

口座開設審査承認後、口座開設完了通知を『法人格宛』および『取引担当者宛』に郵送します。

『法人格宛』には簡易書留転送不要郵便で郵送します。

『取引担当者宛』には本人限定受け取り転送不要郵便で郵送します。

※お受け取り時に必要な書類として写真付き公的証明書（1点）に限られていますのでご注意ください。

いずれも口座開設完了通知は圧着ハガキとなります。

『法人格宛』の圧着ハガキの内側に“取引時確認コード”を記載しています。

『取引担当者宛』の圧着ハガキには取引時確認コードは記載していません。あらかじめご注意ください。

※『法人格宛』『取引担当者宛』ともに、口座開設完了通知の郵送方法変更は承っておりません。

※住所変更による口座開設完了通知の送付先変更をご希望の場合は、ログイン後のサポート内“お問い合わせ”から、ご連絡をお願いします。

口座開設完了通知をお受け取りいただき、取引時確認コードのご登録方法につきましては、次ページ以降をご参照ください。

8. 取引時確認コードのご登録方法① (取引時確認コードの確認方法)

- 『法人格宛』の圧着ハガキの内側に“取引時確認コード”をご確認ください。

【口座開設完了通知（圧着ハガキ）】



【圧着ハガキ内側（取引時確認コード欄）】



- 赤枠内に取引時確認コードが記載されています。
- ※法人格宛のみ。
- ※取引担当者宛には「*****」表示されます。

8. 取引時確認コードのご登録方法② (ログインおよび取引時確認コードのご登録)

URL : <https://www.coinestate.co.jp/>

●お取引口座にログインいただき、取引時確認コードのご登録をお願いします。

- ① “ログイン”をクリックします
- ② メールアドレスを入力ください
- ③ ご登録いただいたパスワードを入力ください
- ④ “ログイン”をクリックします
- ⑤ 二要素認証を実施
- ⑥ ログイン後画面“取引時確認コードのご確認”をクリックします
- ⑦ 『法人格宛』口座開設完了通知(圧着ハガキ)に記載されている取引時確認コードを入力ください
- ⑧ “登録”をクリックします

《ホームページ画面右上》



口座開設にかかるお手続きは完了です。
次ページの取引時注意事項をご確認ください。

取引時注意事項

- ・暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではありません。また、日本円等の法定通貨とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。
- ・暗号資産取引では、取引価格の変動により、暗号資産の価値が著しく減少する可能性や損失が生じる可能性があります。
- ・暗号資産は、対価の弁済を受ける取引相手の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができます。
- ・暗号資産取引に使用する秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。
- ・暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。
- ・当社が倒産した場合には、預託された資産をお客様に返還することができない可能性があります。
- ・暗号資産取引に際しては「暗号資産現物取引サービス説明書（契約締結前交付書面）」等をあらかじめよくお読みいただき、取引の内容やリスクを十分にご理解いただいたうえで、お客様ご自身の判断と責任においてお取引ください。